

精電舎電子工業株式会社

次世代育成支援対策促進行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくること
によって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 計画期間中の男性の育児休業取得率を100%とし、平均取得日数28日
以上を達成する。

<対策>

令和7年4月～ 令和7年4月、10月法改正に則したものに、育児・介護休業
規程を改定。社員周知。
平成7年4月～ 育児休業取得の促進。
・ 育児休業制度の周知、個別意向聴取・確認と配慮
・ 柔軟な働き方を実現するための措置の周知、個別意向聴
取・確認と配慮
以後1年毎に育児休業取得者の総括を行い、育児休業制度の
案内周知を定期的実施する。

目標2 フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働および法定休日
労働の合計時間数を80時間未満とし、年間平均所定外労働時間45時間
以上の社員を無くす。

<対策>

令和7年4月～ 就業規則改定。
・ 時差出勤制度導入
・ 時間単位年休取得制度導入
出退勤時間や休暇の取得に柔軟性を持たせることで、従業員の
多様な働き方や業務の効率化を実現する。
令和7年4月～ 新勤怠システムの導入
時間外労働実績、年休取得状況の見える化を強化し、労働時
間のセルフマネジメント、ラインマネジメントの強化を促進
する。
令和7年4月～ 長時間勤務改善策を実行。
改善策例として
・ 協定時間外申告制度の運用強化による時間外労働抑
制・改善の継続
・ PCシャットダウンシステムによる時間外労働事前承
認制度の維持
等
以後1年毎に実行した改善策の検証を行い、新たな改善策を
検討、実行する。